

平成27年7月1日から

動物業務の窓口が 変わりました！

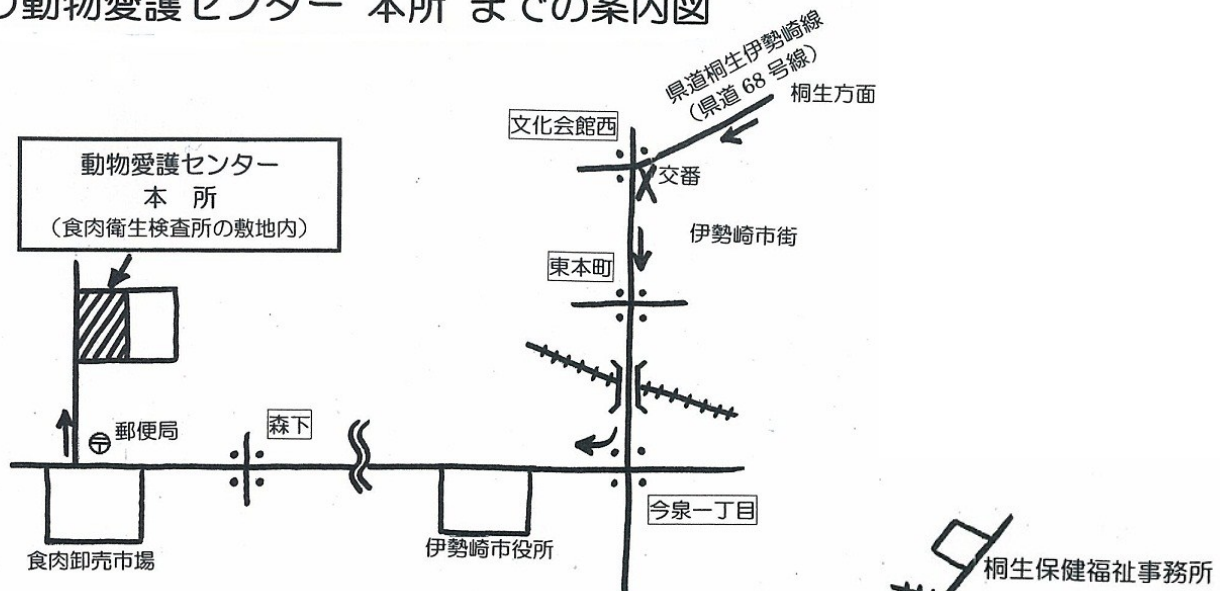
動物愛護を推進するため、群馬県動物愛護センターが設置されました。

※桐生保健福祉事務所では、動物取扱業登録・特定動物飼養（保管）許可の更新申請・届出の受付、狂犬病発生届の受付を行います。動物の預かりや苦情等の相談をお受けすることができません。

	業 務 内 容
群馬県動物愛護センター 本所 (群馬県食肉衛生検査所の敷地内) 電話：0270-75-1718 佐波郡玉村町樋越305-7	<ul style="list-style-type: none">● 犬の捕獲、収容、返還● 犬猫の引取り 譲渡 保護● ペットに関する苦情の受付、指導● 犬による咬傷事故の届出● 動物取扱業登録の申請（新規、更新）● 特定動物飼育（保管）の申請
群馬県動物愛護センター 東部出張所 (群馬県東部保健福祉事務所の敷地内) 電話：0276-55-0731 太田市西本町41-34	<ul style="list-style-type: none">● 犬の捕獲、収容、返還● 犬猫の引取り 保護● ペットに関する苦情の受付、指導● 犬による咬傷事故の届出
群馬県桐生保健福祉事務所 電話：0277-53-4131 桐生市相生町2丁目351	<ul style="list-style-type: none">● 動物取扱業登録・特定動物飼養（保管）許可の更新申請・届出受付 上記更新申請・届出の審査・処理は動物愛護センターで行います。 <ul style="list-style-type: none">● 狂犬病発生届の受付

このチラシに関する問い合わせ先：群馬県桐生保健福祉事務所

○動物愛護センター 本所 までの案内図



○動物愛護センター 東部出張所 までの案内図

※東部出張所へのカーナビでの検索は、
太田市西本町41-34
と入力して下さい。

